

令和5年8月29日  
警察本部警務課福井県地方警察職員定数条例の一部改正（案）について  
～ 交通巡視員の警察官への身分切替え ～

## 1 目的と趣旨

北陸新幹線の延伸開業等に伴う交流人口の増大や交通死亡事故の防止など、本県の治安課題に的確に対処するため、交通巡視員を警察官に身分切替えし、警察力の増強を図るもの。

本身分切替えは、全国42都道府県警察で実施済みであるところ、県警察においても実施すべく、福井県地方警察職員定数条例について所要の改正を行う。

## 2 改正案の概要

本条例第2条別表について、下表のとおり、現行の条例定数におけるその他の職員（交通巡視員）を19人減じ、警察官19人を増員する。施行は令和6年4月1日とする。

	現 行	改 正 案
警 察 官	警 視 81人	警 視 81人
	警 部 165人	警 部 <u>166</u> 人
	警部補 976人 (巡査部長含む。)	警部補 <u>987</u> 人 (巡査部長含む。)
	巡 査 510人	巡 査 <u>517</u> 人
小 計	1,732人	<u>1,751</u> 人
その他の職員	351人	<u>332</u> 人
合 計	2,083人	2,083人

## 3 その他

## (1) 学校教養

警察官として必要な知識・技能を習得させるため、県警察学校において、おおむね2か月程度の教育を実施する。

## (2) 運用

当分の間、交通部門の警察官として運用する。交通安全教育のほか、交通事故捜査、悪質交通違反の取締りなどに従事する。